

# N・チャーチルの宥和政策とフランス安全保障

北島平一郎

## 一、ベルサイユ体制への反撃

ここでとりあげる N・チャーチル (Neville Chamberlain) 英国首相の対独宥和政策とは、ミュンヘン協定の成立＝一九三八年九月三〇日＝に関するそれである。しかし一般的にいってこの第一、第二両大戦間の英国の対独宥和は、ベルサイユ条約成立以来追及されたものといえる。広くいえばロカルノ条約の成立（一九二五年一〇月一六日）さえこれに含まれるといい得る。そして勿論、ドイツにおけるヒットラー政権の樹立以来、ナチス・ドイツの薦進による、その國際連盟、軍縮会議脱退、五五万国軍の創設、徵兵制導入、ドイツ空軍の創設（ベルサイユ条約軍事条項破棄）、ライン蘭ド進駐、ロカルノ条約破棄、ドイツによるオーストリア併合等の默認もこの意味から、間違いのない宥和政策であったといえる。そしてこの宥和政策はこの時期勿論ひとり英國のみによつて展開されたものではなく、フランスによつても、主としてイタリア・ムッソリーニ政権に対して広く行われた。更にスペイン内乱に対する英仏両国による非干渉委員会 (Nonintervention Committee) に参加した独仏両国が、これを屢々侵犯した行為を、

説

英仏側が不干渉を名目に放任した行為も宥和の中に含め得られるかもしない。かくして、實際、英國ならびにフランスが、二大戦間にとりきたつた対独伊政策は、一貫して宥和のそれであつたといつて過言ではない。

しかしここでは宥和政策をこの様な意味にとらず、これを「ドイツに対し、確たる反対給付の約束をとりつけず、ただ将来の漠然たる友好をあてにして、ヒットラーの要求を認めてゆく」という政策の意味に解して、宥和政策の限定を行うこととする。そしてN・チエムバレンの宥和政策を、ミュンヘン協定を中心としたものに限つて、この宥和政策の起つてきた歐州における政情、そして主としてフランスの情勢について考察してゆくこととする。

### ベルサイユ条約の非違を是正する

ベルサイユ条約がドイツを痛めつけ、再起不能に陥らせる如き過酷な平和条約となつたことは、特にこれを一八一五年のウイーン解決と比較すると明瞭である。後者においては、第一パリ平和条約はフランスに賠償を課さず、領土も削るどころか、一七八九年国境を少しくこえるほどの決定であり、更にナポレオン一世が各国から奪取した美術コレクションの返還さえ要求されなかつたのであつた。これはナポレオンのエルバ脱出によつて事情変更となり、ワーテルローの後、第二パリ平和条約においては、流石に領土を若干削られ、賠償金七億フランを課せられることとなつた。<sup>(3)</sup>しかしベルサイユ条約においては敗戦ドイツの取扱いは、きびしさを極め、領土は、オイペン、マルメジ、アルザス、ロレーヌ、ダンチッヒ、ボーランド廻廊、上シレジア、メメルを奪取され、また海外植民地をすべて剝ぎされた上、軍備は一〇万人、一二年間の傭兵制、軍艦一二隻、大砲、航空機、潜水艦保持の禁止、独墺合邦厳禁、賠償等となつたのであつた。特にベルサイユ条約は、戦後平和の大道となつた民族国家主義に、真向から抵触し、上シレジアは人民投票でドイツ帰属となつたのに、フランス、ボーランドの強請で、投票数によつて独ポ間に分割されること

なり、またチュムバレンには、三百万人のドイツ人がその住居地と共に帰属せしめられたのであった。<sup>(4)</sup> 賠償の過酷さは言語に絶し、一九三〇年採択のヤング・プランでも、ドイツは一九八八年まで賠償を支払いつづけることとされたのであつた。<sup>(5)</sup>

当然これには反撲が起る。ドイツでは一九一九年六月二一八日、ベルサイユ条約受諾を期限四時間前に議会の大激論の末、漸く決定して、直ちに議会解散となつた経緯があつた。そしてこれに対し、英國、米合衆国その他において、このベルサイユ条約改訂の機運が生じ、ドイツがこれを自指す限り、これに暗黙の諒解と支持を与える地盤が形成されていったのであつた。これが、N・チュムバレン首相による対独宥和政策が発動する必然性を生んだ一つの背景であつた。

#### 国際連盟の無力化＝集団安全保障の後退

一九三八年となつて英仏両国が、ヒットラーの要求に屈した一つの背景は、国際連盟の無力化、もしくは、それへの信頼の消失があげられる。国際連盟は米国ウイルソン大統領の提唱によって誕生し、これが国家間の紛争を国際協力——集団安全保障<sup>(6)</sup>——によつて解決してゆくと共に、戦後処理の平和条約が免れ難い、相互うらみの感情と嫉視を年と共にやわらげる媒体となるとされた。

国際連盟はその成立と共に活動に活動し、一九二〇年六月には、ボルシェビキのイラン、エンゼリ港(カスピ海)の砲撃事件を解決したのを手はじめに一九三九年までに、四三件の紛争を取扱い、その一二件を成功裡に解決し、一九件は国際司法裁判所に提訴か、案件の取下げを導いた。その主なものは、一九二〇年のアーランド諸島帰属問題で、フィンランド・ドゥスウェーデン間の紛争を処理し、同島をフィンランドに帰属させた。一九二六年六月五日にはトルコ＝

説  
イラク(当時英國委任統治地)のモースル州獲得紛争に介入し、これを最後イラクに与えた。これについては、トルコが尚この決定に不満で、これを國際司法裁判所に訴え出たが、その結論も連盟理事会決議と同様となつた。一九二五年一〇月にはギリシア・ブルガリア国境争い(マセドニア、タルリス、デミルカブ)をとりあげて、希軍のブルガリア侵入という事態を平静にもち來した。<sup>(7)</sup>

國際連盟初期の活動は、かくの如く、目覚ましいものがあつたが、既に一九二三年には、ムツソリーニのコルフ島砲撃の不満足な解決、南米チャコ紛争、ポーランド・リスアニア間のビルナ問題の紛糾等、それは早くも種々難問題に逢着していた。そして一九三一年、九・一八事変(満州事変)の生起と共に、連盟は日本掣肘に失敗し、その連盟脱退を結果し(一九三三年三月二七日)、これに踵を接してヒットラー政権誕生したドイツが同年、同じく連盟を脱退した(一〇月一四日、正式通告は一九日)。一九三五年からのムツソリーニ・イタリアによるアビシニア侵略、同国の連盟脱退(一九三七年一二月一日)と事態は続いて、これ以後、國際連盟は全く精彩を欠き、一九三八年には、最早、その存在は有名無実となつた感が深かつた。

國際連盟活動の中心概念は、集團安全保障であったが、連盟の無力化は、当然この集團安全保障の後退を意味した。紛争、もしくは紛争に導かれる問題が起つた時、複数の国家でその平和的處理、解決をはかるという方式が信頼出来ないとなつた場合、國家が難問題もしくは戦争の脅威に逢着した時、頼るべき方策は何もない、一九三八年の國際情勢は正にかくの如きものとなつたのである。そして例えばフランスの結んでいた、ベルギー、ポーランド、小協商との相互安全保障条約は、それが正に発動せらるべきその時に、國際連盟の無力化に影響せられて、画餅に帰していたのであった。即ちベルギーは一九三六年一〇月一四日にフランスに対する義務を免れることを宣言し<sup>(8)</sup>、ポーランドは

ドイツとの間に一九三四年一月二六日、両国相互不可侵条約を締結してフランス時代をドイツ時代へと転換していたのであった<sup>(9)</sup>。これも一九三八年のドイツの驅進をどこまでも許す原因となる情勢であった。

### ナチス・ドイツの驅進

N・チュムバレンが宥和政策に出ざるを得なかつたのは、勿論当のナチス・ドイツの果敢な侵略驅進の故であつた。その経過は、最初にのべた如く、國際連盟、軍縮會議脱退から、オーストリア併合まで、一連の強行策であるが、ヒットラー・ドイツの侵略策はこの如く特に東方国境に向けられていた(Drang nach Osten)。この東方への進撃は、しかしヒットラーに固有のものではなく、既にワイマール・ドイツにおいても充分に指向せられて、いたことが注意されなければならない<sup>(10)</sup>。その一つの例証は、ロカルノ条約である。この仏、独、白、ポーランド、チエッコスロバキア間に締結せられ、英伊両国を保障国とした条約は、独白仏英伊五国間、独仏二国間、独白二国間国境相互保障条約を含み、ドイツの西部国境に関しては、ベルサイユ条約の確定を現状維持することが、明確にうたわれていたけれど、独東部国境についてはこの如き相互保障条約はなく、ただ独侵略にそなえる仏ボ、仏チエッコ間相互援助条約が存したのみであつた<sup>(11)</sup>。

のことからドイツは西には決して野心をあらわすこととはしないが、東には膨張空間を残し、また、これは西欧の暗黙の諒解を得ていたという理解が生じていたのであった。尚このことについては、ストレーゼマン(G. Stresemann)西欧協調外交も、その裏に東方国境改訂の野望を藏していたという解釈も行われるのである。

これについて、ロカルノ条約をはじめとするドイツ東方進撃の誘引は、実は西欧列強が推進したもので、これをもつてドイツをソ連邦に立向かわせるものとする解釈もあるが、このことについては、ドイツのソ連指向は、資本主義

国と社会主義国のイデオロギー的対立というより、常にロシアそのものが、西欧から疎外されつづけてきたという外交史的理解が優先しなければならない。即ち帝制ロシアにおいても、近代史は、そのクリミア戦争における孤立、敗北をまず記録していぬし、<sup>(12)</sup> 一八七八年の露土戦争においても、戦勝ロシアは、ベルリン会議で英國のデズレリー、ソールズベリー (Benjamin Disraeli, Robert G-C. Salisbury) 外交に翻弄せられ、サンステファノに成就した大ブルガリア構想を無に帰せしめると共に、オーストリアにボスニア、ヘルツェゴビナの占領を許し、英國にサイaderaス島の保有を認めなければならなかつたのであつた。<sup>(13)</sup> 更に一九〇八年、奥匈国によるボスニア、ヘルツェゴビナ併合に当つては、ロシアの抗議、立場は完全に無視され、その執拗な反対も、最後ドイツの恫喝的最後通告にあつてついてしまふのであつた。<sup>(14)</sup> この時は一八九一年、九三年の露仏同盟、一九〇七年の英露協商が既に締結せられ、ロシアと英仏両国との協調が達成せられていたのであって、これら条約が存在してロシアは尚この状態であり、ここに西欧のロシア忌避、疎外の伝統の強さを見るのである。そしてロカルノ条約以下の両大戦間、西欧によるロシア掣肘外交もこの歴史的直線の上に立つて眺むべきものであると考えられる。

### ヒットラーの平和外交

ヒットラーはその幕進を平和スピーチという戦術で、隠蔽していた。つまり彼は戦争を忌避すると主張し、平和の維持を訴え、独仏国境の不侵犯を誓約しつづけるのである。ヒットラーは先にみた如き歐州侵攻を継続するのであるが、その時々の政策として、一方で武力を誇示して最大限の恐喝を行い、今にも明日にも戦争が起るかの様にみせかけながら、一方でここにのべた如き平和提案を行うのである。これがヒットラーの領土獲得外交の変らぬパターンであつたことは、これがザール人民投票、ラインラント進駐、オーストリア問題、ミュンヘン会談と統いて、しかも尚

ボーランド問題に及び<sup>(15)</sup>、一九三九年九月一日の同国侵入、同三日の英仏両国との交戦状態発生 (*de jure*) の後にも尚この方策をとるうとするところに明瞭にあらわれている<sup>(16)</sup>。ヒットラーのこの戦術は、その後も、同年一〇月六日の大平和提案となり<sup>(17)</sup>、結局一九四〇年四月九日のノールウェー作戦開始まで、戦争宣言あって、尚実際戦闘は海上のユーポート小衝突を除いてない、という状態を現出するのであった。

ヒットラーは、例えば、戦争をのろって、三百年の民族の鬭争は、血の海を結果しただけで、民族そのものを何も変えはしなかつた。もし彼等がその犠牲の一片でも他のもっと賢明な目的に捧げていたら、成功は、もっと大きな、恒久的なものとなつていただろう、とのべ、ドイツは他のもっと賢明な目的に捧げていたら、成功は、もっと大きな、と言する。そして尚、ドイツは厳粛にザール人民投票の後決定されたフランスの国境を承認し、保障する。このためドイツは二回の大戦争をたたかつたアルザス・ロレーヌに対するすべての要求を放棄し<sup>(18)</sup>、オーストリアに対しても、その内政に干渉する何らの意図も希望も有せず、ましてやオーストリアを併合し、またアンシュルス (Anschluss) を達成する考えは毛頭ないと断言するのであった。この種の宣言が繰返されるのである。即ちラインランド進駐後の一九三六年三月七日、一九三七年一月三〇日というふうに。そしてチャコ攻撃に当つては一九三八年九月二三日、二六日と国会で演説して、チャコに対する領土要求が、ヒットラーの最後のそれであることを繰返し強調するのであつた。

こういったヒットラーの言説が、N・キュムバレンにどの程度の影響を与えていたかということは、研究者による具体的な指摘はない。かえつて、ヒットラーはその一つ一つの幕進に戦争を決意、予定してい、それがその実、実力を伴わないのであつたため、ドイツ軍部がこれに本質的に反対であつたという主張もある。しかし、一方で戦争の

説  
脅威を押しつけながら、他方平和の可能性を唱導してゐるヒットラーの主張が、ソ・チャーチルに限らず、当時  
歐州の政客に力を及ぼさない筈はない。ヒットラーの国会演説も正に彼等に影響するべくしてゐるのであるから、  
これが當時歐州外交の展開に深刻な力を振るつたことは疑うすべがない。しかしの意味において、  
ヒットラーの演説が、ソ・チャーチルの対応政策遂行に強い誘い水となつたであつたりとは、充分に想像し  
て可なりと感ぜられる。

- (一) Hitler: Alan Bullock, Bantam edition, New York, 1961, pp. 213-389. encyclopedia of the third reich, Louis L. Snyder, McGraw-Hill, 1976, Anschluss, pp. 7-8.
- (二) The Strategy of Appeasement, The British Government and Germany, 1937-39, Keith Middlemas, Chicago, 1972. 著者、この書物の顛頭は、ヒットラーの対英連合との対立の起義を示す。専門の範囲の歴史を行つてゐる。
- (三) The Map of Europe by Treaty, Political and Territorial Changes, Four Volumes, ed. Edward Hertslet, C. B., republished, London, 1969, Vol. I, pp. 1-47, 208-295 & 342-371. Histoire Diplomatique de l'Europe A. Debidour, Quatre Volumes, Tome Premier, La Sainte-Alliance, Paris, 1891, pp. 1-96, Traité de Paris du 2 août 1815, p. 72. 第一回は条約、国境は、ナポレオン・バイイア帝国、オーバーリート・ボニファツィウスの代を除く。第一回は、マダガスカル、セム・ハント、チャーチル、ヤオルト、諸島を除く。英國はナポレオン戦争中奪取したトホハク植民地を返還した。返還賠償やあつた。第二回は条約、マリーンブルグ、チャーチル、マッケン、ランダウ、ラウテル河域の領地、チャーチル等がオーバーリート、バベリ、チャルシニア等く譲られた。美術品も返還せられた。
- (四) Explications de Textes Historiques, de la Révolution au XXe Siècle, ed. J.-P. Brunet et A. Plessis, Paris, 1970, Le Traité de Versailles, pp. 419-425. Documents and Readings in the History of Europe since 1918, ed. W.C. Langsam, New York, 1969, The Treaties of Versailles, June 28, 1919 (Extracts) pp. 12-38.
- (五) W.C. Langsam, op. cit., pp. 143-146, 161-162 & 169. 賠償総額、1、100億ドル(1190億ルーブル)、日本を119回  
支拂ふ(川口回、毎年総額1億ルーブル)。
- (六) Collective security, 國際的相異を消し去るべく、また潜在的侵略者に対する、実力を用ひる力を附与された国家結合、

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

- (～) International Relations between the Two World Wars, E.H. Carr, Macmillan, London, 1952, p. 98. The Rise and Fall of the League of Nations, George Scott, New York, 1973, to p. 203.
- (oo) The Foreign Policy of France, from 1914 to 1945, J. Néré, Routledge & Kegan Paul, London, 1975, pp. 132-134.
- (or) The Major International Treaties, 1914-1973, Methuen, London, 1974, pp. 169-170.
- (G) Modern Germany, Its History and Civilization, K. S. Pinson, Macmillan, New York, pp. 432-433. 「ヘチャード体制和諧の和諧真似’、‘寵愛のための賄賂’、‘山領軍の撤喰’、‘各国との事縮ペリト’の達成、‘独東部国境の改訂’（ダハナル・モーラハル）、「回旋、上船シノバト等’、Anschluss、在オルヒャハ人の吸収’、‘ドホーフ」。
- (I) Histoire Diplomatique, de 1919 à nos jours, J.-B. Duroselle, Dalloz, Paris, 1957, pp. 100-105, Les Traités de Locarno. Documents of German History, ed. L. L. Snyder, Rutgers Univ. Press, New Brunswick, 1958, pp. 398-401.
- (1) 惠田山英忠「日露開港」、惠田山國體、惠田山國體開港権互保條約、(1) 惠田山國體、惠田山國體仲裁裁判所條約、(III) 惠田山ハルニ開港、惠田山ハルニ開港仲裁裁判所条約、(四) 惠田山ハルニ開港、惠田山ハルニ開港権互援助條約。
- (G) Austria, Great Britain, & the Crimean War, P.W. Schroeder, London, 1972, pp. 23-25, 28, 53-61 & 63-64. Documents d'Histoire Contemporaine, O. Voiliard, G. Cabourdin, F. Dreyfus, R. Marx, Paris, 1967, Tome II, 1851-1967, pp. 125-128.
- (G) The Eastern Question, 1774-1923, M.S. Anderson, New York, 1966, pp. 72-73. L.L. Snyder, op. cit., pp. 236-239. Disraeli, Robert Blake, London, 1969, p. 649.
- (14) The Origins of the War of 1914, Luigi Albertini, Vol. I, Oxford, London, 1953, pp. 216-219. M.S. Anderson, op. cit., pp. 282-285. European Concert, ed. R. Albrecht-Carrié, London, 1968, pp. 335-336 & 340-343.
- (G) “ヨーロッパ民族統一の結果は独ソ、日中アサボイ万八千やあいたが、ルネリスム・ルートーだ”、「大戦」、「日」、「1914年」、「1918年」、「ルネリスム・ルートー」に付する領土要求は何やな」と演説した。また同年五月十一日には、マッカランはオーバーホルトの国内問題に対する希望をもたらす、またオーバーホルトを併合する意志は向ひ和しなら、ヒンデンブルク、同年三月廿二日、我々は欧洲に移して、なまくか何心の領土要求を有しなる、マッカランはおして半程を破いた、と訓訓した。The Rise & Fall of the Third Reich, W.L. Shirer, Simon & Schuster, New York, 1960, pp. 285, 293-296, 395 & 397.
- (16) Documents on German Foreign Policy, Series D, London, 1956, Vol. VI, No. 234. The Eve of War, Survey of

International Affairs for 1939-1946, R.I.A., London, 1958, p. 351.

(17) シャネーイ条約は戦争を規正するに成功したが、……今後この方向に努力が繰返されることが、平和達成の道である。当各國の指導者にして自己の國民の發展をこい願わない者はないであらうが、このためには國際的な協調こそが必要である、このためには砲声が鳴り、兵士が動員されてしまうという状態では、この様な國際會議の開催は望むべくもない。重要なのは、各國の協調こそそれである……。D. Ger. F.P., Ser. D, op. cit., Vol. VIII, No. 205.

(18) W.L. Shire, op. cit., pp. 285-286.

(19) Ibid., pp. 372 and so forth.

## 11. ハノーヴァーの弱体化

### ハノーヴァーの同盟希求

フランスが兩ナポレオン時代の國力と權勢を失って、久しかつたが、第一次世界大戰に戦勝國となりながら、國土を戰場としてドイツ軍の鐵蹄に蹂躪され、敗戦国以上の打撃を蒙つて意氣阻喪してしまつたことが、一九三八年、第二次大戰目前となつて歐州に有和政策が起つて来なければならなかつた一つの必然性であつた。

フランスは第一次大戰後、如上の意味からドイツ奉制に懸命となつて、ベルサイユ條約に種々難問を盛りこんで、ドイツの再起を掣肘する政策に出た。即ちドイツ軍全的縮小、ドイツ帝國解体、巨大賠償賦課等。そして尚フランスはライン蘭ド一五年間の軍事占領とその非武装化を達成して、ドイツ抑圧に万全を期するのであつた。<sup>(1)</sup>

そしてこれらの施策を完全化するため、フランスは米英両国との連携を望み、これらとの同盟体制を打ちたてることを希求した。しかしそれはもとより不可能であり、米合衆国は、ウイルソン大統領の創設した國際連盟にさえ加入しない情勢の下で、フランスはその望みを、米英両国との連合の下に、ドイツがフランス攻撃に出ることが起れば、

三国が共同してこれにあたるという三國協定の成立を以て満足しなければならなかつた。しかしこのフランス最低限の希望条約も結局、孤立主義の抬頭して、国際協調と積極外交に全く背を向けた米合衆国において批准されず、英國またこれにならつて同じく同協定の批准を拒否して、フランスを失望させることとなつた。<sup>(2)</sup>

### ハンガリー同盟

フランスの弱体化は、同盟希求を必然としたが、米英両国に要求を拒否されてフランスは第二段、第三段の両大国に比べれば弱小同盟を求めるに至る。それはまず一九二〇年九月七日のベルギーとの軍事同盟に結果する。ベルギーは一八三〇年一二月、英仏普墺露五強国保障による永世中立国となって、爾来百年、実質上、英國によってその独立、中立が保護されてきたが、一九一四年大戦のために独軍の侵入を許してその永世中立は破られる。そういう歴史を持つ、伝統の中立国とさえフランスは相互援助の軍事同盟を締結するのであるが、前にふれた如く、中立希求の強いベルギーは一九三六年一〇月一四日、独軍のラインラント進駐の情勢に耐えられず、仏白同盟破棄という事態につき進むこととなる。<sup>(3)</sup>

そしてベルギー同盟と共にフランスは東欧の新興国等と同盟を結ぶに至る。このフランスの同盟希求の態度は独仏国境要塞たるマジノ線(ligne Maginot)構築と共に、決してフランスの強国としての態度ということは出来ず、その逆の弱いフランスを象徴するものであつた。これが二大戦間の歐州政治に不安材料の一つとなる。フランスの同盟はポーランド、小協商との間に締結されることとなるが、その前にハンガリー処遇の問題があつた。

フランスは第一大戦終結時、尚奥地をその国策上、大国として維持することを考えた。それは歐州バランス・オブ・パワーの必要上から出た考え方であつたが、それと共に奥地が、ドイツを掣肘することが出来るという期待から

もきていた。そして墺匈国解体後、フランスは尚ハンガリーと結んで、経済的進出をはかる上からダニューブ連合の構想をもて遊んだ。<sup>(5)</sup> ハンガリーは戦敗国として縮小された国土回復に当然野心を有したが、墺匈国解体の中から生れたユーゴースラビア、チェコスロバキアに領土的欲求をもち、またルーマニアに奪われた広大なトランシルバニアには強い眷恋を感じていた。そしてハンガリーは当然歴史的友好国ポーランドに接近する。これが、ミュンヘン協定後のチェコスロバキア解体の際、ハンガリー、ポーランドがそれぞれカルパト・ウクライナとテッセンをそれから奪取することとなる所以であった。

こうして仏ポ匈三国同盟の企画が生じるが、これは、勿論新興国やルーマニアに圧迫となると共に、ロシアに対抗するものと考えられ、むしろドイツにとってはこれらの意味から歓迎すべきものとさえなると予測された。

### 小協商の端緒

フランスのハンガリー接近は、当然、その解体の中から生れ出たチェコスロバキア、ユーゴースラビア、そしてルーマニアに大きな猜疑と危惧感を抱かせた。既にこれら三国は、パリ平和会議の時点から緊密な結合の方向へ活動していた。一九一九年一月二日のユーゴースラビア、チェコスロバキアの軍事同盟は、その共同防衛意思のあらわれであった。ハンガリーのベラ・クン (Bela Kun) 政権の時、これはルーマニア占領軍に攻撃をしけ、逆に大敗してルーマニア軍はブタペストへ侵入した。ルーマニア、ハンガリーの敵対は、こうして治癒し難いものとなつてゆく。

フランスはこの時期、反ドイツであると共に反ソ連で、ポーランドをたすけ、ソ連を制圧することに精力を使つた。ソボ戦争は、フランスのウェイガンド (M. Weygand) 将軍の指揮を得て、最後ポーランドの勝利に帰した。<sup>(6)</sup> フランス

はソ獨両国に対抗するため、ハンガリーとルーマニアを自己陣営に参加させることを企図したが、それは前述の理由から不可能事であった。こうした情勢、ドイツのカッ普一揆、そしてハンガリーの平和条約改訂派、復辟派の蠢動等から、後的小協商三国は緊密化をはかり、ルーマニアは、外相イオネスク (Tătăreanu Ionescu) からハーゴースラビア、チエツコスロバキア結合に参加することを約束し<sup>(9)</sup>、一九二〇年八月一四日には、後者の二国は防禦同盟締結の誓に出で、対ハンガリー平和条約の維持誓約、ハンガリー侵略性の指摘を行つた。これは、ソボ戦争の時、ハンガリーが、チエツコ領土を通過してポーランドに来援するという噂が流れたことも一原因であった。フランスはこれら三國の結合に反対であったが、それは、小協商の成立が、フランスのダニューブ経済圏構想と衝突する見通しであったこととの理由であった。

しかしこの時点で、フランスに反省が起る。特に言論界において。そして親ハンガリー、反小協商の政策が、フランスの東欧バルカンにおける勢威失墜につながるという議論が有力となつた。パレオローグ (Maurice Paléologue) 外相は、ベネシ (Eduard Beneš)、ペシチ (Nikola Pašić) に小協商の暗躍に警告し、またハンガリーにも反小協商外交を改める様申入れた。チエツコスロバキアにおいては伝統の親仏感情が消え、フランス軍事使節の縮小も問題とされたが、ペニシュは経済外交が政治的的良好化の有力手段となることを信じる政治家であったが、この時フランスのチエツコスロバキアにおける砂糖買付けに特権を附与し、織物工業、製紙工業への仏資本の導入、またプラーグの統一機械工場を仏企業の支配下に組み入れることをはかり、また種種の銀行提携を成就したのであった。この結果、フランスの親チエツコ政策は旧に復し、小協商の成立は仏ソ両国間の媒介物として有用であるという議論がなされるまでとなつた。

こうして仏チニッコ両国は一九二〇年秋より、通商協定の締結を目指して話合いに入り、一月四日、これを成就した。但しフランスは最悪国待遇をチニッコスロバキアに与えず後者の待遇はそれに準ずるものとされた。一九二一年三月には、しかし、フランス関税の対チニッコ高騰はなかつた。フランスの親チニッコ外交は、親ハンガリーのペレオローグ外相が、ベルセロシト(Philippe Berthelot)外相に変つたことで一段と促進される見通しとなつた。

### ボーランドと小協商

フランスの反独、反ソ態度は、ボーランド、ルーマニア、ハンガリー同盟の企図となつたが、この構想は如上の意味合いでから実現全く不可能となつた。しかし反独、反ソの点でフランスと外交姿勢を同じくするルーマニア、ボーランドが、この線上で活発に活動する。ルーマニアは一八七八年露土戦争以来、ドブルジア、ベッサラビア問題でロシアと対立を続け第一大戦後、ベッサラビアを獲得したことで、対ソ警戒を一層強めねばならなかつた。<sup>(11)</sup>こうして有能力の外相イオネスクは、一九二〇年一〇月より歐州各首都を歴訪し、小協商にボーランド、ギリシアを加えるプランを実現しようとする。その構想は、小協商を単なる反ハプスブルグ機関とせず、これを拡大安全保障機構として、露独立伊間に存在する強力なそれとなそうというのであった。仏大統領ミルラン(A. Millerand)は、これを受けて仏ハンガリー結合を完全に否定するに至り、一〇月三一日には、ベネシュ・イオネスク・ロムニケが同様の内容を声明した。フランスの安全保障構想は、ハンガリーをはなれるが、尚ボーランドに執着する。ボーランドは、その分割によつて露独壇と敵対的であり、ナポレオン一世の関係以来フランスとは友好的であつた。この歴史は變らず、ソボ戦争にとにかく勝利をおさめたボーランドは、フランス防衛線の中核とならねばならなかつた。ベネシュは一旦ボーランドとの結合は、ロシアよりの脅威をすべて除去し得るという意見を開陳するが、テッセン問題の領土争い、ソボ戦争

時の態度等よりして結局、ポーランドはチエツコスロバキアに接近し得なかつた。チエツコの意図が、ポーランドをハンガリーから引きはなすことにあるという危惧もポーランドのチエツコ友好を妨げた。フランスがチエツコスロバキアに働きかけて、対ポーランド結合をはかつたという証拠も見出せないとされている。チエツコスロバキアは右述の理由の他、そのポーランド接近が、ソボ領土争いにそれをまきこむことになる点と、チエツコ、ポーランド接近が露独英の反感を醸生することをおそれた点もかえりみられるところである。

一九二〇年一月はじめ、イオネスクはワルソーを訪れ、ルーマニアのポーランド接近とチエツコ問題を提起したが、これも結局成功しなかつた。

ポーランド自身の安全構想として、フィンランド、バルチック国家、ハンガリー、ルーマニアとの同盟、更にはまたチエツコスロバキア、ルーマニア、ユーゴースラビア、ギリシア、そしてハンガリー、ブルガリアを加える雄大なそれが打出されたこともあつたが、右述の如き実際経過を辿つてこれらの構想はすべて実現しなかつた。

こうしてルーマニアは、チエツコスロバキアと一九二一年四月二三日、ユーゴースラビアと六月七日、それぞれ同盟条約を締結して、ここに明確に小協商を結成し、ポーランドとは三月二一日同じく同盟条約を締結して<sup>(12)</sup>、イオネスク外交の面目を高めたのであつた。しかし結局、バルカン大同団結の同盟構想は、かくの如く実現するによしなく、各国の歴史と利害関係から国家間結合は、その立場を同じくしながら、しかも分裂的なものとならざるを得なかつたのであつた。<sup>(13)</sup>

### ボーランド問題

フランスは当初の東方同盟構想は破れ、ポーランドに単独接近する。その理由は先にふれたが、フランス内には、

しかし仏ポ同盟に反対する有力意見も存在した。特に軍部のフォッシュ元帥 (Marshal Foch)、エニイガン将軍はその代表であった。彼等の意見は、ポーランドには確立された政策なく、国境なく、組織的軍隊もなく、健全な敗政も存在しない。同盟はフランスに負担となるべしとするので、またウィトス政府 (Witos) に不信を表明し、更にポーランド軍には失望を表出し、ピルスズキー (J. Piłsudski) は素人であつてしかも冒険家で危険極まりないというのであつた。

同盟を求めるポーランドの側にも、仏ポ接近に反対する意見があり、それらは、フランスが親ソ派であること、テッセンをボーランドから奪つたものはフランスであること、フランス内には、尚カーゾン線をもつて、ソボ国境と田している有力意見があること等を理由とするものであつた。しかしこれらの反対は、時局上具体化せよ、フランス内の同盟賛成派は、大統領ミルラン、新首相兼外相ブリアン (Aristide Briand)、参謀総長ブラー (general Edmond Buat)、陸相バルトウ (Louis Barthou) 等を数え、ポーランドでも議会 (sejm) がこれを推進し、ピルスズキーも同盟賛成派となつて、仏ポ同盟は一挙に促進され、一九二一年一月一日、ピルスズキーのパリ訪問、一九日、仏ポ同盟条約調印、二日後に秘密軍事協定締結、一年後に両国経済協力協定の成就と話は進んで、両国緊密化は完成した。<sup>(14)</sup> ピルスズキーは、パリにおいて、歐州における安全保障と平和の維持、促進、仏ポ両国利害の一致を獅子吼した。<sup>(15)</sup>

### 仏ポ同盟

仏ポ政治協定 (Convention politique franco-polonaise du 19 février 1921.) の内容は、次の如くであった。前文は、両国が歐州の平和、両国の領土 (Territoire)、政治的、經濟的利益の防護を望ましいものとし、一条において両国は各条約、國際連盟の精神と、規約にのつとつて、平和への努力において、両国に關係する外交政策上のすべての

問題について協議することをうたつた。二条は、経済的発展が国際平和と秩序維持の根本原理であることに鑑み、両国は彼等の経済関係開発の目的上、特別協定と商業条約 (*Traité commercial*) の締結に努力することを決め、三條において、両国もしくはその一に対する非挑発攻撃の起つた場合、両国は共同防衛の責に任じ、また彼等の正当な利益 (*légitimes intérêts*) の防衛に共同することを約束した。四条は両国が、中東欧に関する新しい協定に参加する場合、その締結前に、それについて協議することを約束した。以上が仏ポ政治協定において該両国によって約束せられたものであるが、尚、この協定の発効が、両国間に商業協約の締結された後に成就する(五条)<sup>(16)</sup>という一条を有するのは、協定二条との関連において、甚だ興味深い。即ちこれは国家間の関係が、経済的開発、共同を第一義として發展するという、大いに現実的、唯物的原理を公認したものと解せられるからである。こうして国家は、民族国家原理を達成した後は、経済国家の言説を繁くするのである。

仏ポ秘密軍事協定 (*Secrète Convention militaire franco-polonaise*) は以下の如き内容を有した。一条、ドイツの脅威の増大、またはペルサイユ条約維持の必要性が高まつた場合、両国は、急速且つ効果的相互援助を行い、且つ共同行動をとるべき立場にたつての軍備強化を行う。ドイツの一国に対する攻撃の場合、両国は相互援助を行う。二条、ポーランドがソ連に攻撃された場合、フランスはドイツを、陸海空において牽制し、且つソ連防衛に以下の援助を行う。三条、一、二条によるフランスのポーランド援助は、戦争資材 (*Équipement de la Guerre*)、技術使節 (Mission technique) の送致を意味し、仏軍を意味しない。これはまた、仏ポ間の海上通交線の確保を行うことを含む。四条、ポーランドは、フランス型の歩兵三〇師団、騎兵九旅団、その他を保持する。五条、ポーランドは、その軍隊装備の特別計画に従ふ、フランスの援助を受けて、戦時産業を發展させる。六条、両国参謀本部の継続的協議。

七条、ボーランド内仏軍事使節、フランス内ボーランド士官の効率化のための施策を行<sup>(1)</sup>う。この軍事協定を得て、仏<sup>(2)</sup>ポ同盟は、強力となつたが、両国非挑発戦争の場合の軍事援助は何ら規定せられなかつた。この軍事協定も、政治協定同様、仏ボ商業条約の締結をその効力発生の条件としていた(八条)。

### 上部シレジア

フランスはボーランド同盟を得るや直ちにボーランドに懸案となつて、上部シレジアの帰属問題に深くかかわつて、この新同盟者のために火中の栗を拾うこととなつた。先にふれた如く、上部シレジアについてはこの帰属をドイツ、ボーランド、いずれに決するかが人民投票に問われることとなり、それが、一九二一年三月二〇日、実行せられた。結果は、八四四地区がドイツ、六七八地区がボーランドとなり、投票得票数は、ドイツ、七〇万七千六〇五、ボーランド、四七万九千三五九となつた。ドイツはこの結果全上部シレジアのドイツ帰属を主張したが、フランスは、ベルサイユ条約の規定が、「各地区の多数に従つた分割」を指示しているとして、ボーランドと共に、上部シレジアを投票数、地区数に従つた独ボ両国間分割を主張した。これは勿論、「規定」の読み方の問題であつたが、フランスは分割を主張し、英國のドイツ支持にさえ、真向から対決して、最後、この問題を連盟裁定にまかすという線を打出し、これを関係国間に承認させた。

連盟の採決は、一〇月一二日に出され、この結果、ドイツはその得票の六一・三ペーセントの地域を得ることとなり、ボーランドはその五八・八四ペーセントを獲得するという「分割」が決定された。こうして仏ボ両国は新同盟の堅固さを内外に誇り、その効用を大いに謳歌したのであつた。<sup>(18)</sup>

仏ボ同盟に刺激せられた大きな事件は、ボーランド、チエッコスロバキアの接近であつた。この両国は先述の理由

から、結合不可能と思われたが、四回の情勢から、ポーランド外相スキルムント (Konstanty Skirmunt) とベネシュの間で協商が促進せられたのであった。ポーランドは再生国として、ロシア、バルカン半島からする汎スラブ主義の包囲に対抗するべく、またウクライナ分離運動の基地としてチュッコが作動しない様にという要請からチュッコに接近し、それに東方市場の開放と、ポーランド内スロバキア・イレデンチズムの抑圧を申出て、両国結合を働きかけたのであった。

チュッコは、ポーランドの膨張主義、テッセン問題、ハンガリーと結んでのチュッコ圧迫等の理由から、ポーランドと対抗的であったが、この態度を変じ、駐チュッコ・ポーランド大使ビルツ (E. Piltz)、駐ポーランド・チュッコ大使マクサ (P. Maxa) 等の活躍もあって、両国は一九二一年七月から協商交渉に入り、一〇月一〇日、商業条約、一一月六日、政治協定の締結に成功したのであった。その主たる条項は、戦時の中立、チュッコは東ガリシアに無関心であり、ウクライナ組織の解散を約束する。両国は相互に小協商と仏ポ同盟、ポーランド、ルーマニア同盟を尊重する。通商協定、仲裁条約の締結に同意する、等であった。<sup>(19)</sup>

### フランス、チュッコ接近

フランスの東方同盟は次にチュッコスロバキアに向う。その政治協定の締結は一九二四年一月二五日となるが、これは一九二三年度は、フランスが悪名高いルール占領にあけられたためであった。フランスは一九二三年度末から、一九二四年はじめにかけ、精力的に東方同盟を推進する。そしてポーランドに四億フラン、ユーロースラビアに三億フランの軍事援助(信用供与)をさえ提供した。フランスの主張は、年来、軍縮には、それに先だつ国際的安全保障の確立が必要であるというもので、連盟規約二一条を強化して、地域協定を通じて、安全保障の確立をはかるべしとす

るものであった。この主張はチェコスロバキアもこれを分ちもつた。この点、英國、カナダの事情変更原則、一九二〇年尊重、また軍縮なれば安全は確保出来ないという主張と正面から対立していた。

フランスとチェコスロバキアは、この時連盟内で、この種類の安全保障を確保せんとして、英國に働きかけ、第四回連盟総会で、決議第一四を得て、結局これがフランス、ポーランド、チェコスロバキア等の相互援助条約となり、一般安全保障と地域協定、そして軍縮とを結合するものとして大いにその効用を自画自讃した。しかし結局最後、英國の反対にあってこのプランはついえてしまつた。一方、連盟の無力さのきさしは、先述の如く、一九二三年八月起つたコルフ島事件に早くもたゆたつていた。

フランスとチェコスロバキアの関係は、後者の建国当初より緊密であつたが、後者は、フランスの臣従国という印象をさけるのに懸命であった。フランスのチェコ軍事使節団も、その性格は全く技術的なものだとされた。仮に両国の経済関係も密接であったが、チェコの対仏輸出は漸減ぎみで、一九二三年八月一七日、両国は通商条約を締結し、それぞれ一五〇品目をえらんで、その関税を引下げ、フランスは尚、三〇〇品目に、これにつき特別低減を行ふことを約束した。こうして両国商業関係の発展がはかられ、一九二三年一〇月、両国結合の機運が熟し、マサリイク大統領、ペネシュ外相のパリ訪問となつて、この時点から両国同盟が交渉の場にのぼり、一九二四年一月二十五日、仮チエツコ同盟条約の締結が成就された。<sup>(20)</sup>

#### 仮チエツコ同盟条約

前文に連盟規約によつて確認された國際協定の原則を尊重し、平和の保持を願望することをうたい、次の如く八カ条を取決めた。

一条、締約国の安全、平和条約によって造出された状況が脅威された場合、締約国は協同する。二条、締約国は彼等の共通の利益が脅威された場合、相互にとるべき手段につき協議する。三条、締約国は、サンゼルマン条約、一九二二年のゼネバ議定書を世界平和の観点から尊重し、これらの原則侵犯の脅威が起つた場合、とるべき手段につき協議する。四条、締約国はハプスブルグ家復辟阻止の原則（大使会議宣言、一九二〇年一月三日、一九二一年四月一日。ハンガリー政府宣言、一九二一年一月一〇日）を遵守することに失敗して、その利益が脅威にさらされた場合、協議する。五条、締約国は、ドイツにホーエンツォルラーン（Hohenzollern）家の復辟をはかる試みの起つた場合、平和維持のため、共同行動をとることに同意する。六条、連盟規約の原則との一致において、締約国は、その将来の紛争が友好協定、外交交渉において解決不能の場合、これを常設国際司法裁判所に提訴し、もしくは仲裁手続にかけることに同意する。七条、締約国は、彼等の中欧に関する協定を相互知照し、また将来のそれらは、締結前に協議する。この件につき、締約国は、当条約が前項の協定、仏ポ同盟条約、チエッコとオーストリア、ルーマニア、ユーゴースラビア間協定、チエッコと伊政府間交換覚書（一九二一年二月八日）等と矛盾しないことを宣言する。八条、当条約は、連盟規約一八条との一致において国際連盟に通達される。<sup>(2)</sup>

こうしてフランスとチエッコスロバキアの結合は完成したが、この条約の内容が示す如く、両国協同は甚だ緊密であることが知れる。しかし条約に「同盟」の名が冠せられてあるが、両国は平和と彼等の利益の侵害の起つた場合、協議し、共同行動に出ること以外、何らの軍事的共同行為についての約束がなされていない。このことが、注意されなければならない。従つてポーランドの場合と異なり、この条約には、何らの軍事協定が附加されることがなかつたのであつた。ここにもチエッコスロバキアが、フランスとの同盟において、あくまで、その独自の立場を尊重、貫徹

説  
ある以上の意識が明瞭にあらわれていたのであつた。<sup>(22)</sup>

- かくフランスは英米両国との連合失敗以来、東欧に同盟を求めて、いよいよたる如き種々のそれらを形成する傾向が出来たのであつた。しかしながら若くの同盟、協商も先に述べた如く、ヒットラーの抬頭によつて、その効力を發揮する前に自然解消の形となつて終つてしまふ。そして最後まで残つたチャーチスロベキアは、無惨にも、フランスの同意の下にヒットラーの餉食となつて解体されてしまつのであつた。した情勢、弱いフランスの同盟希求とその崩壊のプロセスも、ソ・サ・ダベーンの宥和政策の出現を必然化させた有力な原因といわなければならぬのである。
- (1) les relations franco-allemandes, 1815-1975, Raymond Poidevni, Jacques Baréty, Armand Colin, Paris, 1977, pp. 226-234.
  - (2) J. Néfé, op. cit., p. 10. Great Britain, France and the German Problem, 1918-1939, Frank Cass, 1971, p. 39. 一九一八年 | ○西田正一「大戦休戦前」<sup>イ・タ・シ・ル・ア・ク・シ・テ・ル</sup> (Philippe Pétain) 河野豊雄 大戦後の仏軍によるトーハ河西岸への東洋橋頭堡 (Tête de pont) の占領をハマルソンに申入れて、<sup>レ・ル</sup>
  - (3) J. Néfé, op. cit., pp. 96-98.
  - (4) To the Maginot Line, Judith M. Hughes, Harvard Univ. press, 1971, pp. 195-207.
  - (5) France and Her Eastern Allies, 1919-1925, Piotr S. Wandycz, Univ. of Minnesota press, Minneapolis, 1962, pp. 187-189. ピートル・サンクタニ (Paul Boncour) の様な親ヘンガリー政策の批判派も、ヨーロッパ経済連合が、その地域の状況に大きな貢献を果たし、それが玉米や小麦の輸出貿易で、いた。
  - (6) J. B. Duroselle, op. cit., p. 36. フランスは結局ヘンガリー同盟が、その原因の一には、回國の戦後疲弊なホーブルコト離れた結果した左翼政権化、マ・ク・赤色政権の樹立等が、これに影響した。
  - (7) Traité d'alliance tchéco-yugoslave, Vingt Ans d'Histoire diplomatique, 1919-1939, Jacques Chastenet, Milieu du Monde, Genève, 1945, p. 40.
  - (8) Traité de Riga, 一九二一年三月一八日、ソ連によるラムゼー・カーラー (Jan Piłsudski) は、半国境を握つて、それをカーラー線 (ligne Curzon) から一五〇哩も東に食いこんだ線に決定するに成功つたのである。J.B. Duroselle, op. cit.,

- (9) Traité d'alliance roumano-yugoslave, Traité d'alliance tchéco-roumain, 7 juin et 23 avril 1921. The Major International treaties, op. cit., pp. 120-121.
- (10) Piotr S. Wandycz, op. cit., pp. 193-201.
- (11) Histoire des Grandes Puissances, 1919-1947, Maxime Mourin, Payot, Paris, 1947, pp. 340-341. 「ヨーロッパは、1918年1月1日から、ソーヴィエト連邦によって離れた。ハルヒュコ夫（Russes blancs）がヨーロッパ抗議したが、却しからん。」
- (12) Traité d'alliance polono-roumain, 21 mars 1921.
- (13) Piotr S. Wandycz, op. cit., pp. 201-207.
- (14) Traité franco-polonais d'assistance mutuelle, 19 février 1921. J. Néré, op. cit., pp. 39-41. 「ヨーロッパの直接効果は、上部ハンガリーの一部を除く領土ではある。ソビエト連邦が命じて置かれたが、それがヨーロッパにわたるといふので、それは農業園の埠港を出来るといふ。最初にこれがドバイにねたわれば、ハンブルクの不安は一層増大するといわれた。」
- (15) Piotr S. Wandycz, op. cit., pp. 213-225.
- (16) Major International Treaties, op. cit., p. 116.
- (17) Ibid., pp. 116-117.
- (18) German-Polish Relations, 1918-1933, Harold von Riekhoff, John Hopkins Press, Baltimore, pp. 39-51. 「ポーランドは、人民投票の結果、威脅事実を作り、その結果として1921年1月、ヤカルトの農業地帯は合併し、それがヨーロッパ個人民投票結果の一部となることによって確定した地域には、またたく間に広がった。それが投票地域の三分の一に相当及ぶやうだったのやうだ。」
- Piotr S. Wandycz, op. cit., pp. 225-237.
- (19) Ibid., pp. 238-292. 「ポーランドは領土問題をもつて、1919年6月から、ポーランドはヤボリナ（Javorina）城、ナラフニツカ（Nedca）城、スベチ（Fuzeteyn）を交換譲与する合意がなされたが、これがなかなか実現され、最後1921年1月1日から、連盟がヤカルトをナラフニツカロバキアに与えて終結した。」
- (20) Ibid., pp. 292-311. Jacques Chastenet, op. cit., pp. 140-141, depuis le 25 janvier 1924, France est liée à la Tchécoslovaquie par un traité d'amitié et d'arbitrage, depuis le 16 octobre 1925 par un traité d'assistance mutuelle.

(21) Major International Treaties, op. cit., pp. 117-118.

(22) Judith M. Hughes, op. cit., p. 85. 一方、チャッコは、ボーランドと異なつて、フランスと軍事同盟をもたなかつたが、フランスの指示に従つて動員計画を策定した、ということがあつた。そしてチャッコ参謀本部は、ブライグ駐在の仏軍軍使節団長によつて統轄されてゐたが、これがプランNを準備した。これはドイツへの軍事的侵入を要求するもので、その目的は、ベビアにおいて、仏軍と結合するためのものであつた。

### III、フランス軍事プラン

#### 専守防衛論

フランスが戦勝国でありながら、戦敗国の如き痛手を、第一大戦から蒙つたことは、前にふれたが、この結果物心両面にフランス国民が陥つた苦悩と戦争忌避の態度は、まことに甚しいものがあつた。その一つのあらわれがフランスの東方同盟希求となるが、そのもう一つの影響が、フランス軍事プランにおける専守防衛論の抬頭と盛行であつた。

フランスはマルヌで一度救われた、一はロシアによつて、その次は米合衆国によつて、という言葉は、第一大戦における仏軍戦況を端的に物語つてゐる。最初の例は、勿論大戦初頭における、仏軍苦戦の状況である。時に一九一四年八月、疾風怒濤の如く、独軍がパリ攻略に殺到した時、パリは風前の灯であつた。しかしこの時、パリ前面に達してこれを東と南西とから包囲攻撃すべきであつた独第一、第二軍は、兵員の不足から、これを実行出来ず、二軍団ともはるかパリの東方に南下して、シリーフェン・プラン完遂に重大齟齬を来し、仏軍に反撃の機会を与えて、これに名をなさしめ、独第五軍までのエース河撤退を結果してパリは救われたのであつた。この独軍第一敗北は、ロシアの東プロシア進撃からひき起されたものであつた。シリーフェン・プラン<sup>(2)</sup>は独歐州二正面作戦遂行に当り、フラン

ス侵入にすべてをかけて、まず全力、パリを攻略し、反転してロシアを討つというものであった。しかしこれを時の参謀総長小モルトケ (Helmut J. Ludwig von Moltke) が変更し、ベルギー戦線に二軍團、ロシア戦線に二軍團をフランス攻略軍から引き抜いて増強したために、前記パリ攻撃軍に手薄を生じ、パリ征服に失敗したのであった。これがフランスはマルヌでまずロシアに救われたという言説をなされる所以であった。

第一のものは、いうまでもなく、一九一八年三月に起った独軍三月攻勢の仏軍圧迫である。ロシアに突発したボルシェビイキ革命によつて、所謂東部戦線は破綻し、独軍四〇師団の西部戦線転回が可能となつて、独軍は総攻撃を以て再びその前線、マルヌ河に達したのであった。しかしこの時は米国の参戦によつて、欧州戦線に派遣されつつあつた米軍が威力を加えはじめており、また米国の対連合国援助が莫大なものとなつて、結局、独軍最後の大攻勢も失敗に帰したのであつた。<sup>(3)</sup> 第一大戦の重大局面における様相はかくの如くフランスにとって苦しいものであり、これが戦勝の後にもフランスに、重苦しい避戦氣分と敗北感を強くただよわすこととなつた。

フランス戦後防衛の最大弱点は、その兵員不足であった。第一大戦で壮丁一三五万以上を殺されたことが、人口低減と共にフランスの大きな苦悩となつた。更にフランスの産業力が、ドイツに劣ること、そして英國との戦力比較論議がかまびすしくなされる。フランスは英國の如き強大な海軍力を有せず、陸戦の欠を海上封鎖で補う戦略を駆使しない。英國の如く同盟国に補助金を提供し得ない。英國は歐州戦場に一派遣軍を送ることによつて攻勢を維持出来る。これに反し、フランスは全面戦争を常に戦い抜かねばならない。こうした議論から、フランスには、次の戦争には、フランスは決して単独でそれを遂行し得ない、常に同盟軍の来援を待つて戦う戦略以外はたて得ないという考えが一般となるのであつた。<sup>(4)</sup>

## 説 ベルギー軍事同盟

フランスが東方同盟を開発した経緯は、前述したが、この結成には、フランスがベルサイユ体制の東方解決を遵守する意義も含まれていた、という説もある。即ちこれを以て、東方国境侵犯をはかるドイツを牽制し、あわせてボルシェビイキの同様の野心を封殺する手段としたのである。これがルーマニア、ポーランド、チェコスロバキア等、反ボルシェビイキ諸国への軍需品、軍事顧問の継続的送達、派遣となり、またソ連＝ボーランド戦争にボーランド支持となつたというのであった。<sup>(5)</sup>

フランスはベルサイユ体制確立と共にベルギーに接近したことは前に述べたが、それはこの英仏両国とドイツ、中欧諸国との中心的戦場となるべき地域を軍事同盟を以て防衛しようというのであった。同じ理由でベルギーが百年以前、永世中立化されたのと比較し、興味深い。ベルギーでは、フランス接近が、それを独仏抗争にまきこむことを恐れる言説も強かつたが、英國のベルギー防護が、問題外となつてゐる経緯等から、仏白同盟論が前面に押し出されてその締結が一九二〇年九月五日、成就された。その仏側交渉者はフォッシュ元帥で、彼は仏陸軍の硬派として強力軍事同盟を求めたが、条約内容は、連合国ライランド占領期間中、ドイツの侵略的脅威の起つた場合、もしくは、その一般的武装化の場合、仏白両国は明確な兵員を提供するとなつた。元帥は、この兵員を両国人口に比例した拠出したかつたが、これは成功しなかつた。またこれ以上の義務提供、準備については、合同参謀本部会議で決定さるべしとのみ規定された。尚重大なことは、ライランド占領終結後の安全保障で、これには明確な規定がなく、仏白防衛組織の協同が声明されたにとどまつたのであった。こうして永世中立国であったベルギーに軍事同盟を課したフランスの実行は、前に述べた如く、他日むくわれることなく終つて、歐州の事端を一層複雑化するのであつた。<sup>(6)</sup>

## 防護戦略

第一大戦後フランス陸軍戦略は、物量を駆使して、出来る限り兵員を温存するというそれとなつた。重火器の画期的改良によつて、このことが可能とされた。歩兵は重火器の敵拠点制圧が成功した時、間髪を入れず進撃する。この時、多少の犠牲を恐れてはならない。歩兵部隊は常に重火器をあまり遠くはなれて、前進してはならない。そして一敵拠点が制圧された後、次のそれに向つて前進する場合、次攻撃に重火器の準備がととのうことが必須条件となる。即ちあくまでも、敵主要拠点が破壊される前に、兵員の戦闘突入があつてはならないのであつた。そしてタンク戦が重視された。タンクは第一大戦にはじめて出現したが<sup>(7)</sup>、その発達によつて威力を倍加し、これが防護戦術の主役を演じ得るまでとなつた。そして騎兵に代り、またタンク部隊が緒戦をリードし、歩兵部隊にその前進のためのルートを開くものとされた。

こうした戦略、戦術が仏陸軍の要諦となり、陸軍大学校 (École Supérieure de Guerre) や、この期、こうした戦術のみが教授された。これは第一大戦時の教訓に負うるものゝされ、所謂「海への競争」によつて敵の背後に出てようとした戦術が、お互い、徒に前進を強行して、犠牲を多くしたこと、また米合衆国の兵員と物量供給が潤沢となつた時、はじめて防衛拠点を維持しながら、反撃への準備がなされ得たこと等がその理由として挙げられた。<sup>(8)</sup>

こうしたフランス戦略から、フランスの士氣は著しく低下し、同盟論、防衛論共に、他国に依頼する態度となり、仏陸軍の戦略、戦術もこれに対応するものとなつて、独仏国境にフランス、ルクセンブルグ、ベルギー国境まで、マジノ線なる一大防衛要塞線が構築されることとなつた。これは難攻不落を誇る、近代戦争科学の粹をあつめた建造物

と称されるものであった（一九二一年完成）。そしてこの完成が、右述のフランス防衛論議から結果すると共に、これが完成をみて、一層フランスの専守防衛論が促進され、ますますフランスは、戦争論において退却的とならざるを得ないのであった。

しかもこのマジノ線は、前記二二国境から北西方、仏白国境には延長構築されず、その防衛を仏白同盟によって、ベルギーに依拠する政策であった。このため、前記ベルギーの中立復帰によつて、この防衛構想、ひいては全フランス防衛プランに重大蹉跌を生じ、フランスの避戦厭戦気風を一層濃厚なものとすることになった。<sup>(9)</sup>

こうしたフランスの様相、士氣の完全なる低下、専守防衛論、同盟論による他国依頼の軟弱傾向等が、西欧側陣営に甚だしき悪影響を及ぼしたことは、さうまでもなく、これが、英國の外交を大きく規正したことは否み難く、N・チムベレンの宥和政策を生み出す一つの大きな基盤を形成したといふことが出来るのである。

(1) Judith M. Hughes, op. cit., pp. 49-50 & 55.

(2) Schlieffen Plan, The German General Staff, Frederick A. Praeger, New York, 1960, pp. 127 and so forth. 独軍のペリ攻略は、このシナリオによって、アーヴィングの結果失敗したというのが、大方の意見となっており、罪は小モルトケ一人に帰せしめられた。しかし、正面作戦に失敗するのは、シナリオも同様であり、問題は決して一面的に解釈出来ない。

(3) Short History of World War I, Oxford Univ. Press, 1951, pp. 282-295 & 325-336. 戦線は、オスマン・ヘルンツ (Erich von Ludendorff) はまず北にホーフ、グルダント半島を描いて、その頂点をパリに向けていたが、ルーデンブルク (Erich von Ludendorff) はまず北にやや右をかけ、アミアン、イーブルを攻めて戦線を拡大し、反転して南に向じ、ショーラン・デ・ダームを攻撃してスワンを陥り、五月末、再びマルヌ河に達したのであった。

(4) Judith M. Hughes, op. cit., pp. 57-58.

大争闘が起つた時、連合国への援助を保障されたものとすることが、フランスの指導者にとって、この期最大の仕事となつた。一九二〇年代は、フランスの長期戦略が、戦前より余程危険なものとなつた時期であった。

- (5) Ibid., pp. 59-65.
- (6) Ibid., pp. 67-68. J. Néré, op. cit., pp. 202-205. ベルギーの中立声明は、以後、フランスとの共同をロカルノ条約における義務に限ることとなるが、しかゞロカルノ条約そのものが、矢張り、ヒットラーによつて破棄される運命となり、フランスを苦境にたたず。ここからフランスによる新ロカルノ協定案が持ち出されるが、ベルギーの態度は英仏両国の保障は、これをつくる準備があるが、ベルギーか心するそれには、反対であるといふそれであつた。
- (7) James E. Edmonds, op. cit., pp. 188 & 219-220. タンクの最初の出現は、一九一六年九月一五日から一二〇日にかけての、ヘルクルスレット戦で、英軍陣営に四九台があらわれたのがそれであった。この時タンクは一時間に三哩前進するのみで、悪路ではそれが二・五哩に落ちた。機械も屢々故障したといわれる。フランスは翌年四月一六日、エイスの戦いで、一二百台のタンクを使用して戦つた。しかし独軍の砲火で、目的地に突入したのはわずかであつた。
- (8) Judith M. Hughes, op. cit., pp. 68-81.
- (9) Ibid., pp. 195-207. Jacques Chastenet, op. cit., pp. 67 & 120.